



## 子ども・子育て支援新制度を考える



副会長 川下 勝利

保育所の新しい制度への移行がいよいよ一年を切りました。行程表の通りに実施されると平成27年4月から全国の保育所は、新制度の中で運営することになります。また、認可保育所としては、新しい幼保連携型認定こども園への移行の是非も考えなくてはなりません。現時点では、詳細が明らかになっていないので将来の方向性を決めることもできない状況になっています。しかし、時間は止まることなく進んでいるのが現状です。この広報誌が皆さんの手元に届くまでに時間差があることを前提に現状をおさらいしてみたいと思います。

国では、子ども・子育て会議での議論が粛々と進み5月の連休明けには「公定価格」が明らかになりそうです。今後は、調整項目（加算・減算）や利用料の決定など細部の調整になってきます。また、移行特例に関しては、会員の皆さまにご協力いただいた「園庭調査の結果」をもとに、全私保連加盟政令指定都市の連名で子ども・子育て会議の無藤隆会長宛に、3月24日開催された第13回会議に「幼保連携型認定こども園への移行特例に関する要望書」として提出し議論をお願いしたところです。

東京都では、昨年10月に第1回「子供・子育て会議」が開催され議論が始まりました。その後「計画策定推進部会」と「幼保連携認定こども園部会」の2つの部会が設置されたため、各部会で具体的な議論が進められています。特に、幼保連携型認定こども園への移行特例を国と同じように認めるのが焦点になっています。また、区市町村から上がってきた整備計画の取りまとめなど、これから議論されていく問題も多く残っています。

区市町村は、施策の実施主体として決めなくてはならないことが山積しています。しかし、国や都の決定を待たなくてはならない事が多く、27年度の新規入所事務が始まる秋までには、利用者への周知等が必要となるため、これからの事務作業は時間、量ともに多大なものとなりそうです。

最後に、私たち認可保育所はどのような準備が必要なのでしょうか。現在は、国の会議が開催されるごとに明らかになる情報に一喜一憂している状況です。保育所としては、運営費の支弁や保育料の納入方法は変わらないようですが、保育認定など入所の基準や運営費の額などが変更されます。保育士の処遇改善も現行の基準を若干上回るように試算されているようですし、配置基準も3歳児について、加算措置としてですが改善が盛り込まれています。職員の確保・定着を考えると給与面の改善も必要ですが、保育士自身が子育てしながら就業できるような環境整備を整えていかなくてはならないと思います。

すべての子育て世代に等しく支援をするという新しい制度が確実に実行され、この国の将来を担う子どもたちの健全育成が叶うように見届けていかなくてはと、意を強くしています。